

現況届2・3号に添付する書類

1 保育を必要とする理由を証明するための書類（父母それぞれの書類が必要です）

保育を必要とする理由	証明するための書類	備考
常勤、パート、自営業、内職、農業等	○就労証明書	1か月間で48時間以上就労していること ※介護休業中または病気休暇中の場合は「保育を必要とする理由」に応じた書類の提出をお願いします。
妊娠、出産	○母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日がわかるページの写し)	出産予定日が11月27日以降の場合、妊娠、出産以外の書類の提出も必要です。
疾病、負傷	○医師の診断書の写し	家庭での保育が困難である旨が明記されていること
障害	○身体障害者手帳の写し ○療育手帳の写し ○精神障害者保健福祉手帳の写し	身体障害者手帳(1～4級) 療育手帳(ⒶAⒷB) 精神障害者保健福祉手帳(1～3級)
病気の人を介護、看護	○介護・看護申立書 + ○医師の診断書の写し又は介護保険被保険者証の写し(要介護3～5)など	親族を常時介護・看護していること (診断書を添付する場合、常時介護・看護が必要な旨が明記されていること)
身体障害、知的障害、精神障害のある人を介護	○介護・看護申立書 + ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、医師の診断書の写し、通園・通学証明書の写しなど	
災害復旧	○申立書 (り災証明書がある場合は証明書等)	災害により自宅又は親族宅の復旧にあたっていること
求職活動	○求職活動状況申立書	
就学	○在学証明書の写しなど	1か月の就学時間がわかる書類(時間割やカリキュラム等)を添付すること
虐待、DV	○配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明書など	配偶者暴力相談支援センターなどが発行した「DV被害者が相談した事実を記載した書面」など

※1 上記の書類は、令和7年7月以降の証明日のものがが必要です(母子健康手帳、身体障害者手帳等を除く。)

上記以外にも書類を提出していただくことがあります。また証明書等の内容によっては、保育が必要であると認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※2 現況届や必要な添付書類の提出がない場合、入園を継続できなかつたり、入園申込が取消となつたりする場合がありますので、ご注意ください。

2 世帯状況（ひとり親世帯）を確認するための書類

遺族年金証書の写し、児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、戸籍全部事項証明書の写し（住民票不可）など

3 利用者負担額（保育料）及び保育園等副食費の免除の決定のための書類

(1) 障害児(者)と同居の世帯

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当認定通知書等の写しなど

(2) 生活保護受給世帯

○生活保護被保護者証明書の写しなど